

別紙「東海地震に関する事前対策」

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

この事前対策は、東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に防災上実施すべき応急対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施し、及び東海地震注意情報が発表された場合に地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第3編災害応急対策に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項並びに東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔広報に関する事項〕

町における措置

(1) 防災に関する知識の普及

町は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(2) 自動車運転者に対する広報

県、町及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

町は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

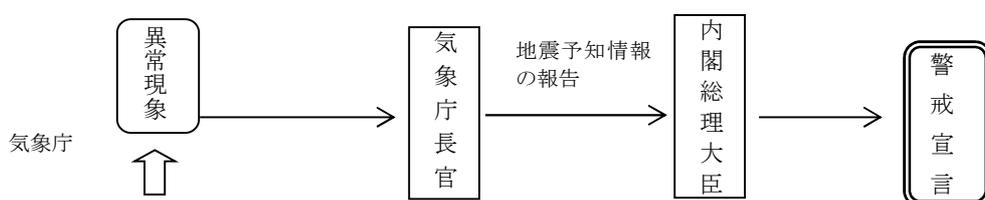
1 情報の種類

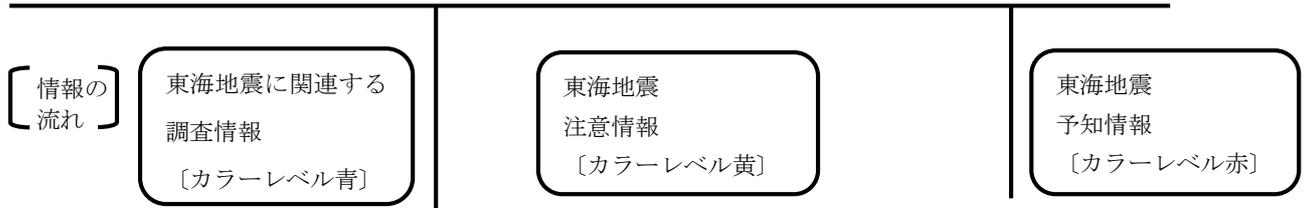
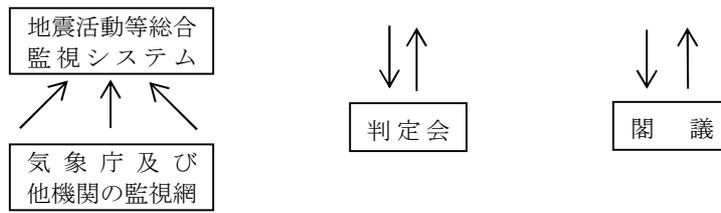
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次のような「東海地震に関連する情報」が発表される。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 町民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ





第2章 地震災害警戒本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された際は、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策が円滑に行われるよう、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた際は、町は地震災害警戒本部を、防災関係機関は災害対策本部又は地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置を講ずるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容若しくはその他これらに関連する情報(以下「東海地震に関連する情報等」という。)又は避難状況等に関する情報の伝達については、県を始め各防災関係機関との間で高度情報通信ネットワーク等を通じて確実に情報の受領伝達を行うものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地震災害警戒本部 の設置等	町	1(1) 地震災害警戒本部の設置 1(2) 警戒本部の組織及び運営 1(3) 地震防災応急対策要員の参集
	その他の防災関係 機関	2(1) 東海地震注意情報発表時における必要な職 員の参集や連絡体制の確保 2(2) 警戒宣言発令時における地震災害警戒本部 に準じた組織の設置
第2節 警戒宣言発令時等 の情報伝達	防災関係機関	警戒宣言等の伝達
第3節 警戒宣言発令時等 の広報	町	問い合わせ窓口等の体制整備
第4節 警戒宣言後の避難 状況等に関する情 報の収集・伝達等	防災関係機関	情報収集及び関係機関に対する情報伝達等

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 町における措置

(1) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合は、町長は直ちに南知多町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された時点で、本部員及び本部職員を招集し、警戒本部の開設準備を行うものとする。

(2) 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法、同法施行令、南知多町地震災害警戒本部条例（以下「警戒本部条例」という。）及び南知多町地震災害警戒本部運営要領（以下「警戒本部運営要領」という。）に定めるところによる。

(3) 地震防災応急対策要員の参集

ア 町長は、次の場合、職員の参集を命ずるものとする。

- (ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき又はその情報に接したとき
第1非常配備体制
- (イ) 東海地震注意情報が発表されたとき又はその報道に接したとき
第3非常配備体制（全職員）
- (ウ) 警戒宣言が発令されたとき又はその報道に接したとき
第3非常配備体制（全職員）

イ 職員の配備体制及び参集場所は、警戒本部運営要領に定めるところによる。

ウ 配備職員として指名された職員は、勤務時間外において、テレビ、ラジオの報道等により東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令を知ったときは、参集命令を待つことなく、直ちに定められた場所に自主参集するものとする。

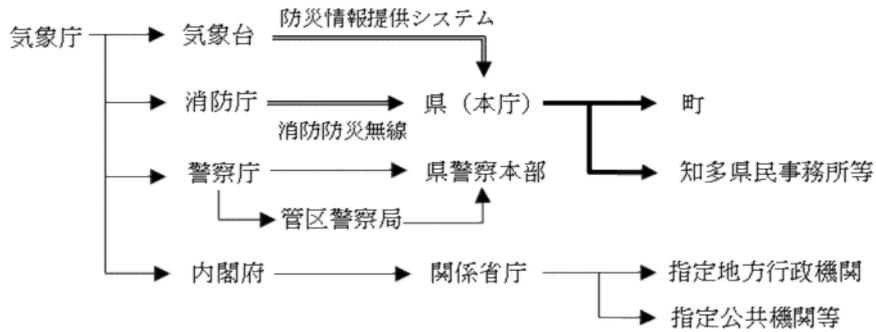
2 その他の防災関係機関における措置

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



町による東海地震注意情報広報の例文

役場より、東海地震注意情報についてお知らせします。

本日〇〇時〇〇分 気象庁から東海地震注意情報が発表されました。

これは、東海地方で観測されている地殻変動データに変化が現れており、東海地震の前兆現象である可能性が高くなっているものです。

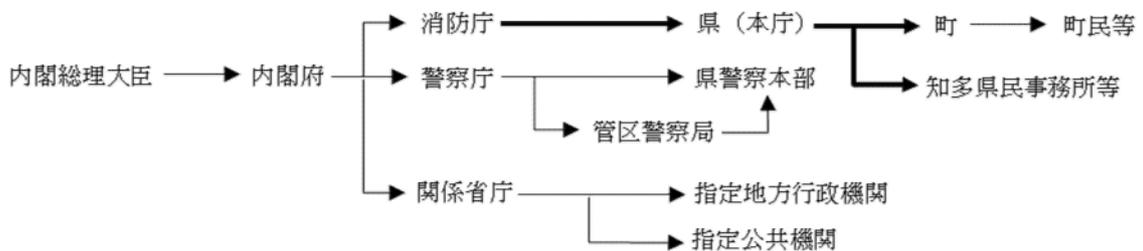
これを受けて、役場では、警戒本部を設置し、地震発生に備えた準備行動に取り組んでいます。

町民の皆さんは、今後、テレビ・ラジオ放送、町の広報などの情報に注目し、いざという時に備え防災対策の準備すすめるとともに、落ち着いて行動をしてください。

また、農漁業組合、観光協会等の関係者は、組合員や宿泊客、遊覧客などの観光旅行者に対する事前準備と併せ、落ち着いた行動をとるよう呼びかけをお願いします。

なお、当面は、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行されますが、警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道、バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、早めの帰宅に心がけてください。

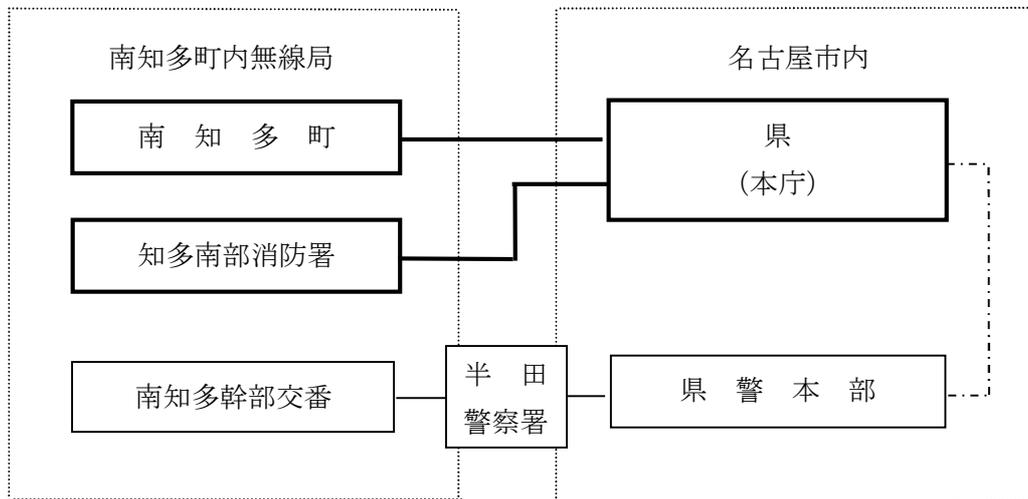
(2) 警戒宣言



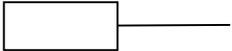
2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県からの代替伝達系統は、第3編第2章で定める非常通信によるものとする。

南知多町非常無線系統図



(凡例)

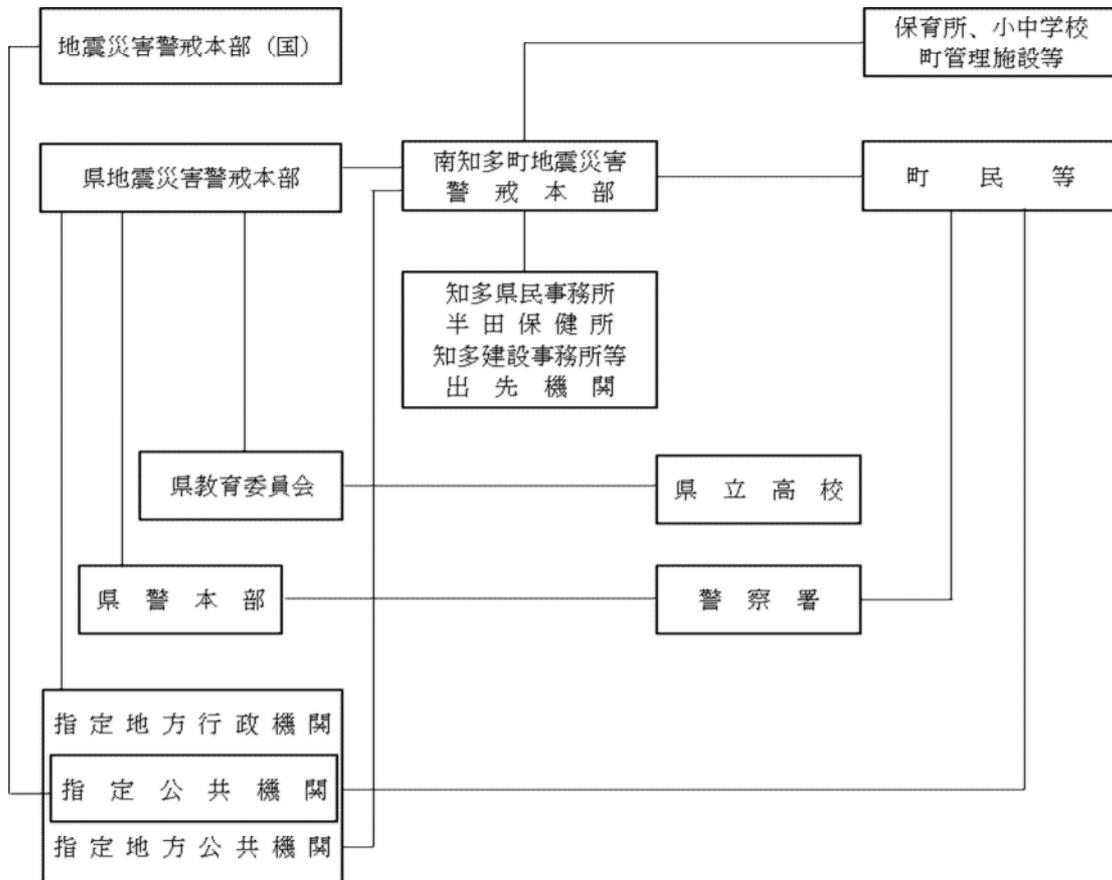
-  県防災行政無線局と無線回線で、情報送受の第1次的系統
-  その他の防災関係主要機関に所属する無線局と無線回線で、防災行政系不通の場合における第2次系統
-  臨時・仮設の無線回線又は有線ないしは使送等の方法による連絡系統

3 町の内部伝達、町民等への伝達

- (1) 町の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の動員方法等については、第3編第1章第1節に定めるところによる。

なお、警戒本部を中心とした情報の一般的収集、伝達系統は次のとおりとし、各機関は地震防災応急対策の実施状況及び必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

情報の一般的収集、伝達系統図



警戒宣言が発せられた場合、N T T電話の利用が増加して異常ふくそうが生じ、通話不能な事態が予想される。したがって、町民等に対して平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼びかけることとする。

なお、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、病院等）の通話確保のため、一般通話は発信規制される場合もある。

防災関係機関は、警戒宣言の発令に伴う異常な事態の対応に当たっては、異常ふくそう時の災害時優先電話により情報伝達、収集等に努めるものとする。

即時網の異常ふくそうの「災害時優先電話」一覧

電 話 番 号	加 入 者 名	設 置 場 所
65-0714	南知多町役場	豊浜字貝ヶ坪18
65-0715	〃	〃
65-1056	〃	〃
65-2301	〃	〃
62-0400	役場内海サービスセンター(町公民館内海分館)	内海字中之郷7-1
62-0401	〃	〃
63-0304	役場師崎サービスセンター(大井公民館)	大井字北側43
67-2001	役場篠島サービスセンター(篠島開発総合センター)	篠島字浦磯3-3
67-2861	〃	〃
68-2001	役場日間賀島サービスセンター(日間賀島公民館)	日間賀島字永峯18
68-2086	〃(FAX)	〃
62-0074	内海小学校	内海字中浜田3
62-0406	山海ふれあい会館	山海字後田32-1
65-0027	豊浜小学校	豊浜字下大田面4-4
63-0001	みさき小学校	師崎字松田7-1
67-2004	篠島小学校	篠島字南風崎7
68-2204	日間賀小学校	日間賀島字永峯11
62-0204	南知多中学校	内海字先苅248
67-2046	篠島中学校	篠島字汐味1-5
62-0600	内海保育所	内海字兼井170-3
65-0284	かるも保育所	豊浜字上之山13-4
63-0355	大井保育所	大井字塩屋23
68-2636	日間賀保育所	日間賀島字三ツ林7-7
65-2880	南知多町総合体育館	豊浜字須佐ヶ丘5
65-2474	南知多町公民館	豊浜字堀奥65-2
63-0117	師崎公民館	師崎字的場86-1
65-0400	豊丘むくろじ会館	豊丘字有田脇16-1
64-0119	知多南部消防組合	美浜町河和字南橋田106-126
64-0120	〃	〃
62-1401	内海郵便局	内海字亥新田88-2
65-0942	豊浜郵便局	豊浜字中町14-1
63-0990	師崎郵便局	片名字新師崎46

(2) 町は、東海地震注意情報が発表されたときは、町防災行政無線、オフトーク通信、広報車、区及び自主防災組織等を通じて町民等に伝達するものとする。

(3) 町は、町民等が東海地震注意情報発表の報道又は広報に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知し、町民等の照会に対する的確な応答を行うものとする。

- ア 東海地震注意情報の発表の意義及び情報収集に関する事項
- イ 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
- ウ 警戒宣言時にとるべき行動及びその準備に関する事項

第3節 警戒宣言発令時等の広報

町における措置

町は、警戒宣言発令時において、町民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な防災対応ができるよう、適切な広報活動を実施するものとする。

(1) 広報内容

広報を行う項目は、概ね次のとおりとする。

- ア 警戒宣言及び地震予知情報の内容、特に県下の地震及び津波の予想並びに本町における災害危険箇所及び避難対象地区の周知
- イ 町長から町民への呼びかけ
- ウ 保育所（園）、小中学校に係る措置の内容
- エ 家庭において実施すべき防災対策
- オ 各区及び自主防災組織に対する防災活動の要請
- カ 電気、ガス、水道、通信等、ライフラインに関する情報
- キ 強化地域内外の生活関連情報
- ク 避難対象地域外の小規模小売店に対する営業継続の呼びかけ
- ケ 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- コ 応急計画を作成しない事業所が講ずるべき措置
- サ 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- シ 混乱防止のための対応措置
- ス 金融機関が講じた措置に関する情報
- セ その他状況に応じて町民及び事業所等に広報周知すべき事項

（基本的な伝達事項）

火気の使用、自動車の運行及び危険な作業等の自粛、消火の準備、飲料水等の緊急貯水、非常持出品の点検及び確認

警戒宣言発令時の町（長）から町民への呼びかけ（例）

町民の皆さん、南知多町長の〇〇〇〇です。

既にご承知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、南知多町では、震度7程度のかかなり強い揺れと津波の襲来が予想されますので十分警戒してください。

特に次のことに注意し、いざというときに備えてください。

1. 火の使用、車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。
2. 消火の準備、飲み水の汲み置きをしてください。
3. 津波の襲来が予想されますので、漁業関係者、[海水浴客][潮干狩り客]、釣り人、サーファーなどは直ちに浜辺から避難してください。
4. デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオの放送や町の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、町、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく落ち着いて行動してください。

町は、警戒本部を設置し、防災対策に全力を挙げています。町民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り越えていきたいと思いますので、防災活動へのご理解ご協力をお願いいたします。

津波についての呼びかけ（例）

町民の皆さん、津波についてお知らせします。

今後予想される津波の襲来は、駿河湾及びその南方沖を震源域とするマグニチュード9前後の地震が発生した場合、津波の第一波は地震発生から豊浜漁港・師崎港・篠島漁港で35分、山海漁港・日間賀島漁港・師崎漁港で40分、内海港・大井漁港で45分位となり、その高さは最大満潮時には10mと予想され、襲来は十数回繰り返し繰り返し長い時間押し寄せますので、関係者は十分警戒し、次のことを行ってください。

1. 大型船は定められた水深10m以上の水域へ沖出ししてください。
2. 小型船、漁具、のり網などは防潮堤防の空地へ陸揚げするか、流失防止を行ってください。
3. [海水浴客][潮干狩り客]、釣り人、サーファー、ヨットなどは中止して避難してください。
4. 浜辺には入らず解除されるまで万全な対策をお願いします。

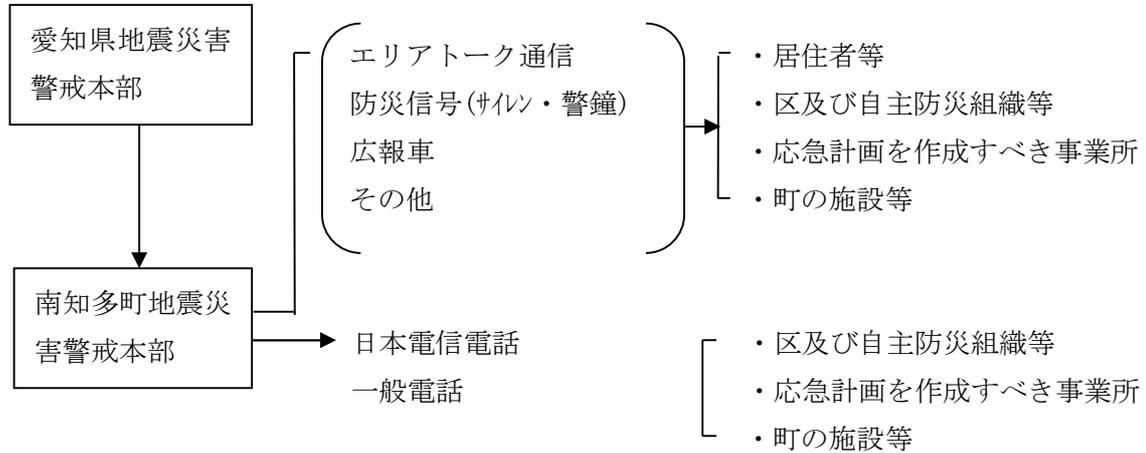
町民の皆さんは、テレビ・ラジオ放送や町の発表する情報に耳を傾けて、いざというときのために必要な準備などをしてください。

(2) 広報手段等

広報は、エリアトーク通信、防災信号、広報車、区及び自主防災組織等を通じて次の

伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等の情報伝達について特に配慮を要する者への対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、外国語による表示、冊子及び外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



【地震防災信号】

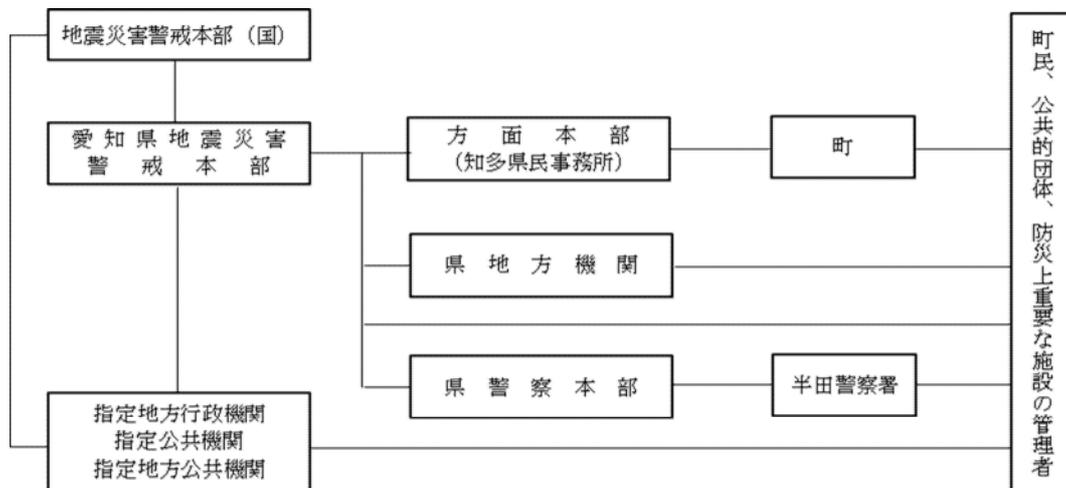
警 鐘	サイレン
(5点打) ●—●—●—●—●	(約4.5秒吹鳴) ●————— (約1.5秒空白)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 問合せ窓口

居住者等の問合せに対応できるよう、警戒本部に問合せ窓口を設置する。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 報告事項・時期

町は、警戒宣言発令後 1 時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式 1）」により県に報告する。

(様式 1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》				速報用
送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)
①東海地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑥犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
備考	

(2) (1)以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告する。

(様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難状況	① 避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況			
		措置事項			
	② 避難の完了	避難場所名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置等	
地震防災応急対策	③	東海地震予知情報の伝達、避難指示			
	④	消防、水防その他応急措置			
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護・保護			
	⑥	施設・設備の整備及び点検			
	⑦	犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持			
	⑧	緊急輸送の確保			
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備			
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
		備考			

<報告時期>

- ① 危険な事態その他の異常な事態が発生した後直ちに
- ② 避難に係る措置が完了した後速やかに
- ③～⑩ それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したときその他経過に応じて逐次

(3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

町は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発令された場合は、主要食糧、生活必需品、医薬品等の確保、配備を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施するため必要な資機材及び人員の配備を行うものとする。この場合、町は、町内事業者等の協力を得て、流通在庫物資の調達及び保有資機材、人員等の確保に努めるとともに、必要に応じて県等の備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

なお、町長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第27条第1項の規定により、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件の使用ができるものとする。この場合、町長は、土地建物等の占有者等に対して大規模地震対策特別措置法施行令第13条に定める通知等をするものとし、この措置により通常生ずべき損失について、大規模地震対策特別措置法第27条第6項の規定により、これを補償するものとする。

また、町長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要と認めるときは、町民等に対して協力命令等を発することができる。

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主な措置
第1節 主要食糧、医薬品 等の確保	町	(1) 主要食糧の確保 (2) 生活必需品の確保 (3) 医薬品の確保
第2節 災害応急対策等に 必要な資機材及び 人員の配備	町、防災関係機関	(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 (2) 給水確保用資機材・人員の配備 (3) 浸水対策用の資機材・人員の配備 (4) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 (5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 (6) 医療救護用の資機材・人員の配備

第1節 主要食糧、医薬品等の確保

町における措置

警戒宣言の発令時及び災害発生時に必要な緊急物資は、町民等が日頃の自主防災活動による自助努力で確保することを基本とするが、町においてもこれらを補完するため、備蓄及び町内事業者等からの調達により地震発生後の被災者救護に必要な食料、生活必需品、医薬品、各種資機材等の確保を図るものとする。

なお、これに要する人員体制は、警戒本部運営要領の定めるところによる。

- (1) 主要食糧の確保

町は、発災に備えて主要食料の備蓄を図るとともに、町内事業者等から食料と合わせて調味料、副食物、食器類、調理器具等の在庫物資を調達する体制をとるものとする。

なお、町内で必要量が調達できない場合は、県、日本赤十字愛知県支部、近隣市町等に対して協力を要請し確保に努めるものとする。

食料	米、乾パン、缶詰類、乳児用ミルク、クラッカー 等
副食物	漬物、缶詰類 等
調味料	塩、しょう油、みそ 等
食器類	ガス調理器、なべ、かま、はし、食器、コップ、ほ乳瓶 等

町の災害用備蓄食料及び飲料水

令和6年1月1日現在

保管場所 備蓄食料	内海 (防災センター 他)	豊浜 (防災センター 他)	師崎 (師崎避難 所他)	篠島 (防災センター 他)	日間賀島 (防災センター 他)	計
アルファ米	5,600	5,800	5,600	2,400	2,750	22,150
クラッカー	1,680	1,680	1,680	280	350	5,670
ライスクッキー	288	288	288	144	144	1,152
保存パン	1,488	1,488	1,488	288	336	5,088
玄米がゆ	2,000	2,000	2,000	900	1,050	7,950
パスタ	1,000	1,000	1,000	450	550	4,000
保存水(500ml)	3,300	2,688	5,208	1,656	1,848	14,700

(2) 生活必需品の確保

町は、発災に備え、被災者の日常生活に欠くことのできない衣類、寝具、その他の生活必需品の備蓄を図るとともに、町内事業者等の在庫物資の調達確保に努めるものとする。

また、生活必需品を扱うスーパーマーケット、小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合も極力営業を続けるよう要請するものとし、さらに、必要に応じて県日本赤十字愛知県支部及び近隣市町等に備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

(注) 生活必需品：毛布、衣類、洗面具、タオル、チリ紙、洗剤、燃料等

町の災害用備蓄毛布 令和6年1月1日現在

保管場所	枚数
内海(サービスセンター他)	240
豊浜(本庁他)	340
師崎(サービスセンター他)	1,260
篠島(サービスセンター他)	157
日間賀島(サービスセンター他)	120
合計	2,117

(3) 医薬品の確保

町は、発災に備えて応急用医薬品等の備蓄に努めるほか、町内事業者等の在庫物資の調達確保に努めるものとする。

なお、町内で確保が困難な場合は、県・日本赤十字愛知県支部等に備蓄品の放出を要請するものとする。

(注) 応急用医薬品 —— 包帯、ガーゼ、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角巾 等

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

町及び防災関係機関における措置

町及び各防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、発災後の災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

ア 町は、発災後において緊急輸送道路を確保するため、町内事業者の協力を得て、概ね次の応急復旧用資機材及び人員の確保を図るものとする。

応急復旧用資機材（町内事業者）

(令和5年4月1日現在)

項目	現有資機材（主なもの）		対応可能車両	対応可能人員
	種類及び数量	所在		
応急復旧	掘削積込機 3台	(株)石理組	トラック 2台	3人
	掘削積込機 5台	(株)石黒組	トラック 3台	19人
	掘削積込機 7台	(株)石橋組	トラック 6台	34人
	掘削積込機 2台	岩瀬組	トラック 1台	2人
	掘削積込機 7台	(有)滝本建設	トラック 6台	12人
	掘削積込機 4台	(有)竹本設備	トラック 3台	7人
	掘削積込機 2台	(有)栄春工務店	トラック 3台	7人
	掘削積込機 4台	内海ガス(株)	トラック 3台	10人

イ 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行を確保するため、交通規制表示板等を必要箇所に設置するものとする。

ウ 名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備え、概ね次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 応急復旧用資材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の保有資材及び機器についても、その所在を確認する。

(イ) 必要に応じ、あらかじめ定めた要員により応急復旧体制をとる。

(2) 給水確保用資機材・人員の配備

町は、発災に備えて町民等の飲料水等を確保するため、配水池の操作に必要な人員配備及び応急給水、応急復旧に必要な人員、車両、資機材等の確保に努めるものとする。

また、県、県水道南部ブロック協議会、日本水道協会愛知県支部地域連絡協議会、

緊急指定工事店等と連絡を密にし、災害時の緊急体制を整えるものとする。

給水用、復旧用資機材

ア 離島以外

項目	主な現有資機材			必要車両	必要人員	備考
	種類・数量	所在	配備場所			
応急給水	給水車 2,000ℓ	役場	配水池	1台	2人	
	積載用給水タンク 1,000ℓ 3基	豊丘ポンプ場	配水池	1t車 3台	6人	車両は2台借上とする
	漁業用コンテナ 1,000ℓ 10個	漁協	拠点給水場所	1t車 10台	20人	車両とも借上とする
	ポリ容器(タンク型) 1,000ℓ 1基 500ℓ 1基	豊丘ポンプ場	〃	1t車 2台	4人	車両は借上とする
	ポリ容器(手提型) 20ℓ 10個	〃	〃	軽自動車3台	6人	
	災害用ろ水機 1,300ℓ/H 3台	役場本庁、内海及び師崎サービスセンター	井戸等の水源	軽自動車3台	6人	
	トランシーバー 5台	役場事務室	役場事務室			
	漏水探知機 1台	役場倉庫	役場倉庫			
応急給水栓 10台	豊丘ポンプ場	拠点給水場所	軽自動車2台	4人		
配水池の水源4か所			軽自動車4台	4人	内海・岩屋 豊丘・大井	
計			28台	52人		
復旧用	緊急指定工事店との応援復旧体制により、その他復旧資機材を適宜配備する。					

イ 離島

項目	主な現有資機材			必要車両	必要人員	備考
	種類・数量	所在	配備場所			
応急給水	漁業用コンテナ 1,000ℓ 4個	漁協	拠点給水場所	普通トラック 1台	8人	車両とも借上とする
	漁業用コンテナ 1,000ℓ 4個	漁協	〃	1台	8人	〃
	ポリ容器(タンク型) 500ℓ 2基	両島サービスセンター各1基	〃	軽トラック 2台	4人	車両は借上とする
	ポリ容器(手提型) 20ℓ 20個	両島配水池各10個	〃	軽自動車 2台	4人	車両は1台借上とする
	災害用ろ水機 1,300ℓ/H 2台	〃各1台	井戸等の水源	軽トラック 2台	4人	車両は借上とする
	応急給水栓 2台	両島配水池各1台	拠点給水場所		4人	
配水池の水源2か所			軽自動車 2台	2人	篠島・日間賀島	
計			10台	30人		
復旧用	緊急指定工事店との応援復旧体制により、その他復旧資機材を適宜配備する。					

(3) 浸水対策用資機材・人員の配備

町は、地震災害に伴う浸水被害を防止又は軽減する対策を迅速かつ強力に推進するため、町内事業者の協力を得て浸水対策用資機材及び人員の配備を行うものとする。

水防倉庫等には、次の基準により水防資器材を備蓄するよう努めるものとする。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

水防倉庫等収納資機材

No.	資機材	数量	No.	資機材	数量
1	ビニール袋 (袋)	2,000	16	おの (丁)	0
2	なわ (kg)	0	17	ビニールシート (枚)	0
3	ナイロンロープ (kg)	0	18	み (丁)	30
4	くい木 (長さ5m)	0	19	つるはし (丁)	10
5	くい木 (長さ3m)	0	20	かま (丁)	15
6	くい木 (長さ2m)	0	21	鉄線切り (丁)	0
7	鉄線 (m)	0	22	バケツ (丁)	0
8	たこづち (丁)	0	23	もっこ (枚)	0
9	掛矢 (丁)	20	24	ハンマー (丁)	5
10	かつぎ棒 (本)	10	25	なわ通 (丁)	0
11	シャベル (丁)	50	26	とうぐわ (丁)	5
12	のこぎり (丁)	10	27	照明具 (台)	27
13	クリッパー (丁)	5	28	発電機 (台)	26
14	はしご (基)	17			
15	ペンチ (丁)	10			

(4) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設 (知多南部衛生組合・知多南部広域環境組合)

地震災害の発生の恐れがある場合は、速やかに処理施設の緊急点検を行い、発災後速やかに復旧、稼働できる体制を確保するものとする。

イ 廃棄物の収集、運搬及び処理

町は、地震災害による倒壊家屋その他の大量廃棄物の発生に備え、これらの収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者等の体制確保及びがれき等の一時保管場所の確保に努めるものとする。

なお、被災地域が広範囲にわたり排出量が委託業者等の輸送能力を超える場合等、状況によっては町内建設業者等保有車両の支援を受ける等の体制を確保するものとする。

ウ し尿処理施設 (知多南部衛生組合)

地震災害の発生の恐れがある場合は、処理施設の緊急点検を行い、発災後速やかに復旧、稼働できる体制を確保するものとする。

エ し尿の収集、運搬及び処理

町は、地震災害の発生後において、し尿の収集、運搬及び処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者等の体制確保に努めるものとする。また、地震災害発生による家屋の倒壊、水道の断水、浄化槽の破損等により水洗トイレが使用不可能となる場合に備え、仮設トイレの確保に努めるものとする。

項 目	資 機 材 (主なもの)	
	種類及び数量	所 在 地
《ごみ処理施設》 知多南部衛生組合	— — 最終処分場 残余容量 32,250 m ³ (令和5年3月末)	— 内海字口苔廻間地内
知多南部広域環境組合	ごみ処理施設 283t/24h 破砕処理施設 14t/5h	武豊町字一号地 武豊町字一号地
南 知 多 町	日間賀島不燃物埋立地 残余容量 11,845 m ³ (令和5年3月末)	日間賀島字東側 165
《ごみ収集、運搬》 ・町許可業者 町内4社 町外2社 ・町委託業者 町内1社		
《し尿処理施設》 知多南部衛生組合	し尿処理施設 76.9 k l/24h	美浜町大字豊丘字元林 20-33
《生し尿収集、運搬》 ・町許可業者 町内2社 ・町委託業者 町内1社		
《浄化槽汚泥収集、運搬》 ・町許可業者 町内2社 町外1社 ・町委託業者 町内1社		
仮設トイレ(町)	33基	旧新運動公園(30基) 役場本庁、内海サービスセン ター、篠島サービスセンター

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

町は、発災後、被災地域及び避難場所等における防疫等の保健衛生対策を速やかに実施するため必要な資材及び人員の配備体制を整備し、県、医療機関等との連携のもとに、伝染病の予防、患者の早期発見・隔離収容及び予防接種等必要な措置を講じる準備をするものとする。

また、必要に応じて、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除体制を整えるものとする。

防疫用資機材一覧 (令和5年4月1日現在)

種 別	数 量	保管課室
背負動力噴霧器	2 台	健康子育て室
動力噴霧器※	1 台	環 境 課

※日間賀島環境衛生センターに配置

防疫用薬品一覧 (令和5年4月1日現在)

種 別	数 量	用 途	保管課室
塩化ベンザルコニウム	500ml×20本	殺菌消毒:家屋・床下	健康子育て室
乳剤 (スミチオン)	18 l×5 本	殺 虫 剤: (蠅、蚊等駆除)	環 境 課

(6) 医療救護用の資機材・人員の配備

町は、災害の発生に備え、応急的な医療救護活動を実施する体制を整備するため、県及び医療機関等の全面的な協力のもとに、次のような措置を行うものとする。

ア 災害の状況によっては、救護所を設置し、応急的な医療活動を実施することが必要となるため、知多郡医師会で必要な医療救護班の編成の準備を行う。

(ア) 医療救護班の編成は、概ね医師1～3人、看護師2～3人、事務職1～2人とする。

(イ) 医療救護用の医薬品及びその他衛生機材は、概ね「災害時の医療活動に関する協定書(平成24年4月1日協定)」、「地震災害時における医療活動に必要な医薬品等に関する協定書(平成27年7月1日協定)」及び「医薬品等のランニング備蓄に関する協議書(平成27年7月1日協議)」に基づき、整備しておく。

イ 町内の救急患者入院、手術可能医療施設及び収容可能床数は、限られており、知多厚生病院を始めとする二次救急病院と連携して確保するものとする。

ウ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、町は県に対しその編成、派遣の準備を要請するものとする。

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び町民等は一体となって、冷静かつ迅速に発災に備えた直前対策を講ずるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難対策	町	1(1) 避難対象地区の指定 1(2) 避難対象地区の広報等 1(3) 警戒区域の設定等 1(4) 避難所の開設等 1(5) 避難救護等の対策 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 児童・生徒の避難安全対策 1(8) 保育園児の避難安全対策 1(9) 滞留者の対策
	学校	2(1) 児童・生徒等の安全確保 2(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定 2(3) 児童・生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 2(4) 施設設備に対する安全点検
第2節 消防、浸水等対策	町、知多南部消防組合及び町消防団	(消防) 1(1) 正確な情報の収集及び伝達 1(2) 火災、水災等の防除のための警戒 1(3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保 1(4) 火災発生の防止及び初期消火についての町民への広報 1(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導 1(6) 地震防災応急計画の実施の指導 1(7) 迅速な救急救助のための体制確保 1(8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1(9) 水防資機材の点検、整備、配備

		<p>(津波・水防)</p> <p>2(1) 津波情報等の収集、伝達、周知及び広報体制の確立</p> <p>2(2) 海上及び海岸に出ている者に対する避難の指示</p> <p>2(3) ふ頭に接岸又は作業中の船舶及び沿岸地域への注意喚起</p> <p>2(4) 海岸、河川の監視警戒の強化及び樋門、門扉の操作体制の確立</p> <p>2(5) 浸水、水防対策用資機材の点検及び配備</p> <p>2(6) ため池、河川、排水路、下水道等に係る応急防災対策の準備</p> <p>2(7) その他必要な措置</p>
	水防上重要な施設の管理者	3 巡回監視、土嚢の準備など必要な対策
第3節 道路交通対策	道路管理者	運転者のとるべき措置の周知徹底
第4節 鉄道	名古屋鉄道株式会社	<p>(1) 東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 平常運行及び輸送力増強</p> <p>イ 旅客への速やかな帰宅の案内等</p> <p>(2) 警戒宣言発令時</p> <p>ア 列車の強化地域進入禁止等</p> <p>イ 旅客への情報伝達及び列車の運行情報等の案内</p>
第5節 バス	路線バス事業者	<p>(1) 危険箇所、避難地の調査及び従業員への周知徹底</p> <p>(2) 警戒宣言発令時等の情報収集・伝達経路の決定</p> <p>(3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表）</p> <p>(4) 車両の運行中止及び旅客に対する避難地の教示（警戒宣言発令）</p> <p>(5) 車両の営業所への回送</p> <p>(6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄避難地、運行中止措置の案内・広報</p> <p>(7) 対策本部の設置</p>

第6節 海上交通	名鉄海上観光船株式会社及び港湾管理者等	警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。 (1) 在港船舶に対する入出港制限又は移動命令、交通の整理及び指導等海上の交通安全の確保 (2) 船艇による沿岸周辺地域の警戒等、治安の維持 (3) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限又は禁止、荷役の中止指導等危険物の保安に関する措置
第7節 飲料水、下水道、ガス及び放送関係	町、ガス事業者及び知多半島ケーブルネットワーク株式会社	(1) 飲料水関係 (2) 下水道関係 (3) ガス関係 (4) 放送関係
第8節 生活必需品の確保	町	1(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1(3) 各家庭における飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）
第9節 病院、診療所	病院、診療所	(1) 院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等（東海地震注意情報発表） (2) 強化地域内の病院・診療所における外来診療の原則中止（警戒宣言発令） (3) 災害拠点病院の外来診療を原則縮小（警戒宣言発令）
第10節 小売店等	小売店等	強化地域内の小売店等における営業の原則中止（警戒宣言発令）。
第11節 緊急輸送	町及び関係機関	応急救助対策に備えた人員・物資の輸送範囲
第12節 警戒宣言発令時の 帰宅困難者・滞留 旅客対策	町	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策

第1節 避難対策

1 町における措置

(1) 避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難情報の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、

津波危険地域、急傾斜地崩壊危険区域等の地震が発生すると同時又は発生後間を置かないで大被害が予想される地域で、町があらかじめ定める区域とする。

(2) 避難対象地区の広報等

ア 町は、避難対象地区の居住者等に次の事項等の周知徹底を図るものとする。

なお、車両による避難は、地域の実情からやむを得ない場合で、必要最小限の範囲に限る。

(ア) 対象区域の範囲及び想定される危険の種類

(イ) 避難場所

(ウ) 避難場所に至る避難経路

(エ) 車両による避難が行われる地域、対象者、手法等

(オ) 避難の指示の伝達方法

(カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難地において行われる救護の措置等

(キ) その他の避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、車の使用禁止等）

イ 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区への避難の指示の手段は、第3編第3章による。

(3) 警戒区域の設定等

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、町民等の生命及び身体を保護するために必要があると認めるときは、避難対象地区について避難情報を行い、又は地震災害による危険を防止するために必要と認める区域について警戒区域の指定を行うとともに、次の措置を講じる。

ア エリアトーク通信、広報車等による避難の指示等の周知

イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び半田警察署長への通知

ウ 避難対象地区の区、自主防災組織、施設及び事業所への周知及び集団避難の指示

エ 避難所の開設及び応急対策用資機材の点検整備

オ 町警戒本部及び避難所間の情報連絡網の開設

カ 避難終了地区の防火防犯パトロールの実施

(4) 避難所の開設等

ア 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合の避難場所は、地区拠点基地とする。この場合、居住者等は、発災に備えて、安全を保ちながら避難するものとする。

イ 町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の確保並びに職員の派遣を行うものとする。

ウ 区、自主防災組織、事業所、施設等は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を講ずるものとする。

エ 避難生活は、原則として建物倒壊のおそれのない屋外で送るものとする。ただし、要配慮者の保護のため必要な場合に限り、安全性を勘案の上で、屋内における避難生活を送ることができるものとする。

オ 避難場所までの避難方法は、原則として徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な町民等については、車両による避難ができるものとする。

(5) 避難救護等の対策

ア 町は、あらかじめ区及び自主防災組織単位で、要配慮者（避難に当たり他人の介護を要する者に限る。）の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 警戒宣言に基づき町長より避難の指示が行われたときは、要配慮者（避難に当たり他人の介護を要する者に限る。）の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する区若しくは自主防災組織が指定する者が担当するものとする。

なお、町は、区及び自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 町は、警戒宣言が発せられた場合、要配慮者（避難に当たり他人の介護を要する者に限る。）を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

エ 町が避難者に対して実施する救護の内容は次のとおりとする。

- (ア) 建物又はテントへの収容
- (イ) 飲料水、主要食料及び毛布等の供給
- (ウ) その他必要な救護措置

オ 町は、エの救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講じるものとする。

なお、町長は、避難者に対し避難生活に必要な食料、飲料水、衣料等の物資の自給を要求することができるものとする。

- (ア) 町が備蓄する食料、物資等の放出
- (イ) 非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の配備
- (ウ) 町内事業者等に対する流通在庫物資供給等の要請
- (エ) 県に対する備蓄物資等供給の要請
- (オ) その他必要な措置

カ 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、滞留者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(6) 避難所の運営体制の整備

避難所においては多種多様な問題が生じることが予想されるため、「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。

(7) 児童・生徒の避難安全対策

児童・生徒の避難安全対策は、次のとおりとする。

なお、学校においては、地震予知情報等の内容、通学の距離及び時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、実態に即した具体的避難計画を定め、児童・生徒、保護者及びその他の関係者に周知しておくものとする。

ア 児童・生徒の在学中に東海地震注意情報が発表された場合は、授業等を中止し、町教育委員会が定めた方法で速やかに児童・生徒を保護者等に引き渡すものとする。

イ 児童・生徒が登下校中に東海地震注意情報が発表された場合は、町教育委員会が定めた方法で速やかに帰宅するよう指導する。

- ウ 児童・生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合は、休校とする。
 - エ 上記の休校措置は、判定会が開催され、観測値の異常が大規模地震に結びつかないと判定された場合又は警戒宣言が解除されるまでの間継続するものとする。
- (8) 保育園児の避難安全対策
- 保育園児の避難安全対策は、次のとおりとする。
- なお、保育所（園）においては、あらかじめ地域の実態に即した具体的避難計画を定め、保護者等及びその他の関係者に周知しておくものとする。
- ア 保育中に東海地震注意情報が発表された場合は、保育を中止し、速やかに保育園児を保護者等に引き渡すものとする。
 - イ 保育園児等が登降園中に東海地震注意情報が発表された場合は、速やかに帰宅するよう保護者を指導する。
 - ウ 保育園児等が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合は、休園とする。
 - エ 上記の休園措置は、判定会が開催され、観測値の異常が大規模地震に結びつかないと判定された場合又は警戒宣言が解除されるまでの間継続するものとする。
- (9) 滞留者の対策
- 警戒宣言が発令された場合の鉄道の運行規制及び自動車の交通規制等により町内に滞留者が生じたときは、次のような措置を講ずるものとする。
- ア 鉄道の運行規制により生じた滞留者は、第4節「鉄道」により措置する。
 - イ 自動車の交通規制により生じた滞留者は、第3節「道路交通対策」により措置する。
 - ウ 滞留者のうち、自己の責任による行動を希望する者以外の者は、最寄りの避難場所へ避難させる。
 - エ 町が開設する避難場所における滞留者への対応は、町民に準じて行う。

2 学校における措置

- (1) 児童・生徒等の安全確保
- 児童・生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。
- ア 児童・生徒等が在学中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。
 - イ 児童・生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童・生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童・生徒等は登校させない。
- (2) 実態に即した具体的な対応方法の決定
- 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 児童・生徒及び保護者等に対する対応方法の周知
- 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童・生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設設備に対する安全点検
- 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置

を講ずるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 町、知多南部消防組合及び町消防団における措置（消防）

警戒宣言が発せられた場合、町、知多南部消防組合及び町消防団は、地震に伴う火災及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合は資機材の点検、整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- (4) 火災発生の防止及び初期消火についての町民への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 地震防災応急計画の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備、配備

2 町、知多南部消防組合及び町消防団における措置（津波）

警戒宣言が発せられた場合、町、知多南部消防組合及び町消防団は、津波・水防対策として次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 津波情報等の収集、伝達、周知及び広報体制の確立
- (2) 海上及び海岸に出ている者に対する避難の指示
- (3) ふ頭に接岸又は作業中の船舶及び沿岸地域への注意喚起
- (4) 海岸、河川の監視警戒の強化及び樋門、門扉の操作体制の確立
- (5) 浸水、水防対策用資機材の点検及び配備
- (6) ため池、河川、排水路、下水道等に係る応急防災対策の準備
- (7) その他必要な措置

3 水防上重要な施設の管理者

愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。

第3節 道路交通対策

1 道路管理者における措置

道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、次の事項（運転者のとるべき措置）について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難者の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
避難のために車両を使用しないこと。

2 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置は、次のとおりとする。

- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき。
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難者の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
 - ウ 避難のために車両を使用しないこと。

3 道路交通規制の基本方針

警戒宣言が発せられた場合の交通対策は、次の方針を原則として対処するものとする。

- (1) 一般道については、一般車両の走行は極力抑制する。
- (2) 南知多道路については、一般車両のインターチェンジ等からの流入の制限及び走行の抑制を行う。
- (3) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

4 警戒宣言発令時における交通規制の内容及び方法

(1) 交通規制の内容

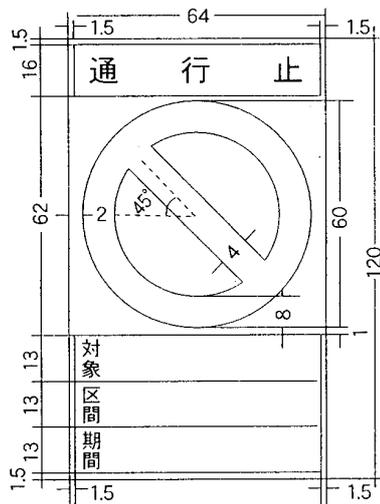
警戒宣言が発令された場合は、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第

5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び公安委員会への通知を行う。標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

交通規制標示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- (1) 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。
- (2) 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力制限する。
- (3) 通行の禁止又は制限されている路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

6 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

本町内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により走行を極力抑制し、交通規制により長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力し必要な対策を講ずるものとする。

第4節 鉄道

名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) 東海地震注意情報発表時
 - ア 平常運行及び輸送力増強
 - (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
 - (イ) 情報の受領時期に応じ、原則として旅客ができる限り早く帰宅できるように輸送力を増強する。
 - イ 旅客への速やかな帰宅の案内等
 - (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

- (イ) 地震が発生した場合には橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (2) 警戒宣言発令時
 - ア 列車の強化地域進入禁止等
 - (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
 - (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。
 - イ 旅客への情報伝達及び列車の運行情報等の案内
 - (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
 - (イ) 駅構内及び列車内の旅客に対しては、自己の責任による行動を希望する者を除き、原則として速やかに避難場所へ誘導するものとするが、駅舎内又は列車内に残留させる場合は、駅舎等の耐震性も考慮するものとする。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、町の定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ町と協議しておくものとする。
 - (ウ) 前記の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅周辺の食料品店、食堂等の食事の供給能力について調査の上、その供給に係る協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、町に食事の援助を要請するものとし、あらかじめ町と協議しておくものとする。
 - (エ) (ウ)に規定する旅客のうち、病人等緊急の救護を要する旅客は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておくものとする。
また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し、応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

第5節 バス

路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線に関わる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員等に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた際には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け、安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。
- (7) 警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、初期体制を確立し、速やかに効果的諸活動の運営を期するため、直ちに対策本部を設置する。

第6節 海上交通

名鉄海上観光船(株)及び港湾管理者等における措置

警戒宣言が発せられた場合、名鉄海上観光船(株)及び港湾管理者等は、東海地震予知情報において津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上において、必要に応じて次の措置を講ずる。

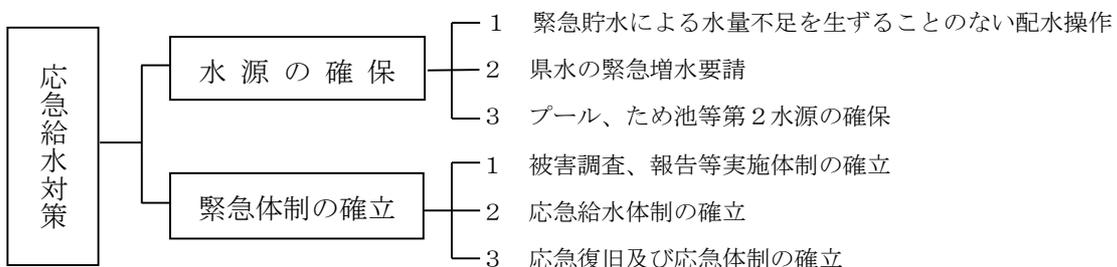
- (1) 在港船舶に対する入出港制限又は移動命令並びに交通の整理及び指導等海上の交通安全の確保
- (2) 船艇による沿岸周辺地域の警戒等、治安の維持
- (3) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限又は禁止、荷役の中止指導等危険物の保安に関する措置

第7節 飲料水、下水道、ガス及び放送関係

町、ガス事業者及び知多半島ケーブルネットワーク(株)における措置

(1) 飲料水関係

町は、警戒宣言が発せられた場合、エリアトーク通信、広報車等により、発災に備えた緊急貯水を町民等に強力に呼びかけるとともに、応急給水対策として次の措置を講ずる。



ア 水源の確保

- (ア) 町民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (イ) 配水池の水量を確保するため、必要に応じて県水に対し緊急増水の要請を行う。
また、場合によっては、県水の送水管からの支援連絡管の活用を図るものとする。
- (ウ) 県水送水管からの応急給水支援設備を活用する。
- (エ) 飲料水がなお不足する場合も想定し、町内各学校のプール、ため池、河川等を第2水源として、区及び自主防災組織の協力のもとに、ろ水機により浄化使用できる体制をとる。

イ 緊急体制の確立

(ア) 警戒宣言が発令された場合は、発災による被害程度を迅速に把握できる体制を確立しておくものとする。

(イ) 給水体制の確保

- ・ 応急給水量について

応急給水量は、下表に示すとおり発災後の経過日数ごとに目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

なお、地震発生から3日間は、町民等の自己貯水の利用を原則とする。

地震発生からの日数	目標水量 (l/人・日)	町民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね 1km 以内	給水タンク(車)
4日～10日	20	〃 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100	〃 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～復旧	被災前給水量(約 250)	〃 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

- ・ 応急給水の対象者

応急給水の対象者は、災害により水道、井戸等の給水施設が破損して、飲料水が得られない被災者とする。

- ・ 第2水源の利用

水道の代替水源は、1 学校プール、2 ため池、3 河川の順位で使用する。

(ウ) 応急復旧体制及び応援体制の確立

応急給水作業と並行して早期通水を図るため、緊急工事指定店等と連絡を密にし、応急復旧作業を実施する体制を確立するものとするが、なお復旧が困難なときは、県及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者等の応援を求めるものとする。

(2) 下水道関係

町は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、下水道の災害応急対策として次の措置を講じる。

ア 日間賀島漁業集落排水の地震災害警戒体制をとり、施設の安全点検の実施及び発災後における管渠、処理場等下水道施設を迅速に応急復旧するための体制を確立するものとする。

イ 施工中の下水道工事は、原則として道路交通の確保及び必要な安全措置を講じたうえで中断するものとする。

(3) ガス関係

警戒宣言が発せられた場合、ガス取扱事業所は、需要家に対して地震時の具体的なガスの安全措置に関する広報を行う。

(4) 放送関係

警戒宣言が発せられた場合、知多半島ケーブルネットワーク(株)は、町の地震防災応急対策等が円滑に行われるよう、町内の放送広報活動等において協力する。

第8節 生活必需品の確保

町における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

町は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 各家庭における飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）

警戒宣言発令時には、町から食料等生活必需品は原則として支給されないおそれがあり、また、地震発生時にはライフラインの断絶等の事態が予想されることなどから、各家庭においては、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を常時備蓄しておかなければならない。

なお、篠島地区、日間賀島地区にあっては、ライフラインの断絶が長期化するおそれがあることから、7日分以上の飲料水、生活必需品の備蓄をしなければならない。

このため、町は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努めるものとする。

第9節 病院、診療所

病院、診療所における措置

(1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

(2) 病院、診療所は、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

(3) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第10節 小売店等

小売店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、小売店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第11節 緊急輸送

1 町及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救護物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員、物資及び機材

2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、町、県、関係機関等が保有する車両等の輸送力により必要最小限の範囲で実施するものとする。

実施に当たっては、輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

3 緊急輸送道路

警戒宣言が発せられた場合、本町域における緊急輸送道路は、緊急輸送道路・地区拠点基地図等のおりである。

4 緊急輸送基地等の設定

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり緊急輸送基地・集積地点を設定する。

施設名	所在地	電話番号
旧新運動公園用地	豊丘字大脇台35	65-0711（企画財政課）

5 緊急輸送車両等の確保等

町、県、関係機関及び輸送関係業者等の保有する車両をいったん警戒本部に集結し、各地区に必要な物資及び人員を緊急輸送するものとし、各地区拠点基地ごと2台（資機材輸送用トラック1台、人員輸送用車両1台）の計10台を目安に確保する。

なお、予備車両としてトラック2台、ライトバン2台を確保するよう努めるものとする。

6 緊急輸送車両の確認等

- (1) 緊急輸送車両の事前届出及び確認

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行う。大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

- (2) 緊急輸送車両の事前届出に関する手続

ア 申請

事前届出の申請者は、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び別記様式2の緊急通行車両等事前届出書2通を県公安委員会に提出する。

イ 届出済証の交付

審査の結果、緊急輸送車両に該当すると認められるものについては、別記様式2の緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。

(3) 緊急輸送車両の確認申請

ア 届出済証の交付を受けている車両

届出済証とともに別記様式3の緊急輸送車両確認証明書に必要事項を記載して提出する。

イ 届出済証の交付を受けていない車両

当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類を添付し、別記様式1の緊急通行車両等届出書を提出する。

ウ 確認申請及び緊急輸送車両の確認の場所

確認申請及び緊急輸送車両の確認は、県、警察本部、警察署、交通検問所において実施する。

(4) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、知事又は県公安委員会は、別記様式3の緊急輸送車両確認証明書を作成し、別記様式4の標章とともに申請者に交付する。

(5) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送用車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送を継続して実施することができる。

第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

町及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

町以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

別記様式 1

		年 月 日
緊急通行車両等届出書		
愛知県公安委員会 殿		
届出者住所 (電話) 氏 名 ㊟		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 (電話)	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時	年 月 日 午前 時から 年 月 日 午後 時まで	
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記様式2

左

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両に あつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 (電話) () 局 番 氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は、2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類 を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。	

右

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民防災措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印	第 号
(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事 態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、 この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受 けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失、汚損し、若しくは破損 した場合は、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

別記様式 3

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両等確認証明書			
愛知県知事 ㊟ 愛知県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所 (電話)	() 局 番	
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別記様式 4



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号、並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 標示の長さは、縦 15 c m、横 21 c m とする。

第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

- 町は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設又は地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの対策の準備的な対応を実施する

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 道路	町	東海地震注意情報発表時から、次の措置を講ずる。 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握等 (3) 情報収集体制の整備 (4) 応急復旧作業の配備体制の構築 (5) 応急復旧用資機材の確認点検 (6) 県警察、市町村、その他関係機関との連携協力による必要な措置
第2節 河川及び海岸	町	(1) 主要河川 (2) 水門、樋門、防潮扉等
第3節 港湾及び漁港	町	(1) 巡視・点検 (2) 工事の中断等 (3) 特定施設等への要請 (4) 水門・閘門等の操作又は操作の準備・配備 (5) 資機材の保有状況・事前配備の確認・連絡 (6) 関係機関との連携協力による必要な措置
第4節 農業用施設（ため池）	町	減水等の措置
第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	町	(1) 各施設に共通する事項 (2) 個別事項
第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	町	非常用電源の点検確保・通信手段の確保等
第7節 工事中の建築物等に対する措置	町	工事の中断

第1節 道路

町における措置

地震が発生した場合に想定される道路の被害は、路面のき裂、沈下、路肩・法面の崩壊、橋梁の損傷等である。こうした事態に備え、町は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置を講ずる。

- (1) オフトーク通信及び広報車等を利用し、警戒宣言、地震予知情報、運転手のとるべき措置等を道路利用者に伝達する。
- (2) 緊急道路パトロールを実施して、交通状況、工事箇所、交通規制箇所等を把握し、必要に応じ、道路における工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 発災後の迅速な情報収集のため、重要区間を定め、情報収集態勢を整備する。
- (4) 緊急輸送道路等の応急復旧作業の配備体制を整える。
- (5) 応急復旧用資機材の確認点検を行う。
- (6) その他、県、警察等関係機関と連携協力して必要な措置を講じる。

主要町道

(令和5年4月1日)

路線名	総延長(m)	摘要
内海・山海線	3,173.50	1級町道
恩徳寺線	308.50	〃
森添1号線	1,203.50	〃
東西線	1,425.10	〃
東山・南海岸線	1,580.00	〃
東端・内福寺線	923.00	2級町道
組合・山寺線	469.10	〃
西端・吹越線	1,425.30	〃
馬場・吹越線	1,119.20	〃
西端・松田線	892.10	〃
押水・中狭間線	3,042.50	〃
片名・師崎線	1,464.30	〃
弁財・照浜線	2,243.10	〃
須佐・山田線	2,251.20	〃
豊浜・片名線	3,165.80	〃
江崎・松ヶ平線	2,150.60	〃
乙方・山田線	799.10	〃

第2節 河川及び海岸

町における措置

- (1) 町管理の河川は、準用河川8河川及び普通河川である。これらの河川は、大半が一次改修済みで、かつ大部分の区間が掘込形式であるため、平水時には、地震の発生により護岸や堤防にき裂や陥没等が生じて、大きな浸水被害は生じないものと想定されるが、不測の事態に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置を講ずるものと

する。

- ア 河川の緊急巡視を行い、工事箇所等を把握し、必要に応じ河川における工事の中断等の措置を講ずる。
- イ 発災後に備えた情報収集体制を整備する。
- ウ 応急復旧用資機材の確認点検を行うとともに、町内事業者との連携のもとに応急復旧作業の配備態勢を整える。
- エ その他、県と連携協力して必要な措置を講じる。

町管理の主要河川

(令和5年4月1日)

河川名	延長(m)	摘要
浜田川	1,103.0	準用河川
名切川	923.5	〃
福谷川	707.2	〃
塩田川	836.0	〃
鳥居川	1,191.4	〃
高浜谷川	1,280.3	〃
片名川	1,772.9	〃
大井川	551.0	〃

- (2) 水門、樋門、防潮扉等は、津波対策上重要な施設であり、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 緊急の巡視及び操作点検を実施し、燃料、機器、機材等を確認の上、操作可能な状況を保持する。なお、操作配備体制は、樋門操作訓練編成表によるものとする。
 - イ 発災に備え、潮位及び内水の状況を考慮の上、あらかじめ必要な操作を行う。
 - ウ その他、施設管理者である県と連携協力して必要な措置を講じる。

第3節 港湾及び漁港

町における措置

港湾・漁港施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多く、地震の直接被害の他、津波による二次災害が想定されるので、東海地震注意情報が発表された段階から、所管する港湾・漁港において次の措置を講ずるものとする。

- (1) 必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置を講ずる。
- (2) 工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。
- (4) 津波の危険のある地区について、水門・閘門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。
- (5) 応急復旧に必要となる、資機材の保有状況、事前配備についての確認・連絡を行う。
- (6) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第4節 農業用施設（ため池）

町における措置

東海地震注意情報が発表された段階から、町は、地震災害を未然に防止するため、各ため池の緊急巡視及び点検を実施し、地元水利責任者等と協議の上、必要に応じて減水等の措置を講ずる。

また、工事中の箇所は、速やかに安全対策を講じた後、中断等の措置を講ずるものとする。

なお、緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、警戒本部運営要領の定めるところによる。

第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町における措置

町が管理する庁舎、社会教育・社会体育施設、社会福祉施設、保育所(園)、学校等の管理上の措置は、各施設の地震防災規程によるところとするが、概ね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び応急補修、設備・備品等の転倒及び落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽等への緊急貯水
- カ 消防用設備の点検、整備と事前配備
- キ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、保有情報の保全措置

(2) 個別事項

- ア 学校にあっては、当該学校に保護を必要とする児童・生徒がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- イ 保育所(園)については、学校に準じて行う。
- ウ 社会教育・社会体育施設及び社会福祉施設にあっては、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

町における措置

(1) 警戒本部がおかれる庁舎の管理者は、第5節(1)に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の点検確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この強化計画に定める避難広場及び避難所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は第5節(1)又は同(2)の措置を執るとともに、町が行う緊急避難場所、避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第7節 工事中の建築物等に対する措置

町における措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として安全対策を講じた後、工事を中断するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■ 基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。
- なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主な措置
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	町	(1) 防災関係機関相互の応援要請等 (2) 消防機関相互の応援体制の整備
第2節 自衛隊の地震防災派遣	町	(1) 防災派遣要請等 (2) 地震防災派遣基準等 (3) 地震防災派遣に伴う部隊の受入れ及び経費の負担区分

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

町における措置

町が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、防災関係機関相互の応援要請及び緊急措置要請について必要な事項を定めるものとする。

(1) 防災関係機関相互の応援要請等

ア 町長等は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大規模地震対策特別措置法第26条の規定により他の市町村に応援を求めようとする場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

イ 町長等は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第26条の規定により県知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請する。

ウ 町は、災害が発生し他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を整備するよう努める。

エ 他の市町村等から本町に応援がなされた場合の費用の負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条に定めるところによる。

オ 指定公共機関等が町に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度又は事前に相互に協議して定めておくものとする。

(2) 消防機関相互の応援体制の整備

災害に関する消防機関相互の応援体制としては、現在、愛知県下及び知多地域消防相

互応援協定があるが、協定地域の多くが強化地域にあつて被災地となることが想定されるため、これらの充実と合わせて更に広域的な応援体制の確立を図るものとする。

また、激甚災害となった場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入れ体制を整えるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

町における措置

(1) 防災派遣要請等

町警戒本部長は、地震防災応急対策実施のため自衛隊の支援を必要とするときは、県警戒本部長（尾張方面本部知多支部経由）に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- オ その他参考になるべき事項

(2) 地震防災派遣基準等

町警戒本部長は、地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整をするものとする。

調整窓口等

調 整 窓 口	連 絡 先
陸上自衛隊（守山駐屯地）	
第10師団司令部	第3部 防衛班 052-791-2191（内線）4237
第35普通科連隊	第3科 052-791-2191（内線）4831

(3) 地震防災派遣に伴う部隊の受入れ及び経費の負担区分

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章題3節に準ずるものとする。

第7章 町民のとりべき措置

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、町民は、それぞれの家庭・職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるものとする。
- また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意する。

■ 主な機関の措置

区 分	主な措置
第1節 家庭においてとるべき措置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 正確な情報の収集 (2) 警戒宣言発令時にかかる町の指示に従った避難 (3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 (4) 身の安全を確保することができる場所の確保 (5) 火の使用の自粛 (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置 (7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 (8) 身軽で安全な服装への着替え (9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 (10) 脱出口の確保及び避難場所・避難路等の確認 (11) 自主防災組織に係る情報収集伝達体制の確保 (12) 自動車や電話の使用自粛
第2節 職場においてとるべき措置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 (2) 身の安全を確保できる場所の確保 (3) 火の使用の自粛 (4) 消防計画、予防規程等に基づく危険箇所の点検 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 (6) 重要書類等の非常持出品の確認 (7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保 (9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達 (10) 近くの職場同士の協力 (11) マイカーによる出勤・帰宅等及び危険物車両等の運行の自粛

第1節 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビ・ラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、町、知名南部消防組合、半田警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等避難対象

地区内の居住者等にあつては、町の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる者で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする(止むを得ず使用するときは、火の傍から離れないこと)。
- (6) 灯油等危険物やL P ガスの安全措置を講ずるものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて、避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は、情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は、自粛するものとする。

第2節 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置を講ずるものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。